

指定通所介護事業所
介護予防センター 愛生

重要事項説明書
契約書



AISEIKAI

「介護予防センター 愛生」重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1・2・3」と認定された方が対象となります。

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人 愛生会
- (2) 法人所在地 熊本県人吉市二日町 22
- (3) 電話番号 0966-32-9250 FAX 0966-32-9251
- (4) 代表者氏名 理事長 外山博之

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
熊本県 指定 4370300933
- (2) 指定年月日 平成26年6月17日
- (3) 事業所の目的 指定通所介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者が(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に介護サービスを提供します。
- (4) 施設の名称 介護予防センター 愛生
- (5) 施設の所在地 熊本県人吉市南泉田町117
- (6) 電話番号 0966-32-9250 FAX 0966-32-9251
- (7) 管理者 伊高 博文
- (8) 事業所の運営方針 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等、その他必要な援助を行います。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	12月31日～1月2日まで年末年始休業
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	月曜日～金曜日 (半日コース)	午前9時～午後3時30分 午前9時～午後1時

(10) 利用定員 35名

(11) 主な交通手段 施設送迎車にて送迎

3 職員の配置

当事業所では、ご契約者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配備しています。

主な職員の配置状況

職種	常勤	兼務	非常勤	兼務	業務内容
管理者	1名				事業所と職員の管理及び業務の管理
生活相談員	1名			1名	日常生活相談、生活支援
介護職員	2名	1名	2名		日常生活上の介護、健康保持の為の相談、助言
看護職員	1名	1名	3名		健康チェック、管理、療養上の世話、生活上の介護
機能訓練指導員	1名			1名	個人の状況にあった機能訓練の実地及び指導

4 当事業所が提供するサービスと料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります |
|--|

(1) サービス内容

送迎、食事、機能訓練、入浴、レクリエーション・クラブ活動
健康チェック、生活指導・相談及び援助

(2) サービス利用料金（1回あたり）

保険給付の自己負担額

1) 通常規模型通所介護費

◎3 時間以上 4 時間未満

要介護 1	370 円/日
要介護 2	423 円/日
要介護 3	479 円/日

◎4 時間以上 5 時間未満

要介護 1	388 円/日
要介護 2	444 円/日
要介護 3	502 円/日

◎5 時間以上 6 時間未満

要介護 1	570 円/日
要介護 2	673 円/日
要介護 3	777 円/日

◎6 時間以上 7 時間未満

要介護 1	584 円/日
要介護 2	689 円/日
要介護 3	796 円/日

2) 各種加算

個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ	56 円/日
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20 円/月
入浴介助加算 (Ⅰ)	40 円/日
科学的介護推進体制加算	40 円/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 円/日
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した単位の 92/1000
送迎減算 同一建物内	-94 円/日
家族送迎：片道	-47 円/日

※ただし、介護報酬上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(3) 介護保険の対象とならないサービス

<日額> 利用料金の自己負担額

昼食代	おやつ代	日常生活消耗品費
600 円/日	80 円/日	100 円/日

※ただし、利用予定日 6 日前の 17:30 までに利用キャンセルの連絡がなかった場合は昼食代 600 円及びおやつ代 80 円を徴収致します。

(4) 利用料金のお支払方法

利用料金は、毎月 26 日に金融機関より引き落としさせていただきます。尚、銀行引き落としにかかる事務手数料は利用者負担となっております。

(かかった手数料の額はサービス利用料請求・領収書でお知らせします。)

(5) 利用中止、変更、追加

利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けています。

- ・ 苦情受付窓口 伊高 博文 、 吉田 義行
- ・ 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

6 緊急時における対処方法

職員は通所介護を実施中に利用者の病変急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 秘密保持

職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。又、その必要な措置を講じます。職員であった者に、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

「介護予防センター 愛生」利用契約書

様（以下「契約者」という。）と医療法人愛生会（以下「事業者」という。）は契約者が介護予防センター愛生（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活ができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2

事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条

本契約の有効期間は、契約締結日の日からとします。利用継続の上で契約解除の申し出がない場合、契約は更新されたものとみなします。

（通所介護計画の決定、変更）

第3条

事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、その計画に沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。

2

事業者は契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3

事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得

たうえで決定するものとします。

4

事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画の変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

5

事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者が事業所において、契約者に対して、日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するものとします。

（運営の遵守）

第5条

事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2

本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者とともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3

契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除する事ができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第6条

契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（利用者の負担割合に応じた額）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利

用料金を一旦支払うものとしします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。「償還払い」)

2

第5条に定めるサービスについては、契約者は、所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとしします。

(利用日の中止、変更、追加)

第7条

契約者は、利用期日前において、通所居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の6日前の17:30までに事業者申し出るものとしします。

2

契約者が、利用期日の6日前の17:30以降に利用の中止を申し出た場合は、所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、急な入院等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3

事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとしします。

(利用料金の変更)

第8条

第6条第1項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとしします。

2

第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前に説明をいたうえて、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3

契約者は、前項の変更同意する事ができない場合には、本契約を解除する事ができます。

(身元引受人)

第9条

利用者は、契約の締結にあたり利用者の利用料等滞納等があった場合に備え、その債務の保証人として身元引受人を定めることとする。

2

事業者は、本契約が終了した後、事業所への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡することとする。

3

身元引受人は、1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとする。但し、身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとする。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延長することがあり得ることとする。

(連帯保証人)

第10条

連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

2

前項の負担は、限度額60万円を限度とする。

3

連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとする。

4

連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害補償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第11条

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮するものとします。

2

事業者は、契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師、又は看護職員、もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取、確認のうえでサービスを実施するものとします。

3

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えたため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4

事業者は、契約者に対する通所サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5

事業者は、サービス提供時において、契約者に病変の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

(守秘義務等)

第12条

事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供するうえで知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2

事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3

第2項に拘らず、契約者に係る包括支援センター及び居宅支援事業者等との連携を図る等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又は契約者家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

第13条

契約者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

2

契約者の心身等の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及び事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

第14条 契約者は、事業所内で各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 施設敷地内での喫煙

- 二 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第15条

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2

事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第16条

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の乗用事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービス実施不能）

第17条

契約者の有効期間中、地震、噴火などの天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供する義務を負いません。

2

前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了時由、契約終了に伴う援助)

第18条

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要介護と判断された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2

事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘定し、必要な援助を行うよう務めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条

契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者に通知するものとします。

2

契約者は以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第17条から19条により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護予防サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の心身、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れのある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(事業者からの契約解除)

第21条

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者によるサービス利用料金の支払いが遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精算)

第22条

第16条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

(苦情処理)

第23条

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付

ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第24条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印にうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

私は、本書面に基ついて事業者からの重要事項及び利用契約についての説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

(事業者)

住 所	熊本県人吉市南泉田町117	
事業所名	医療法人愛生会 介護予防センター	愛生
代表者名	理事長 外山 博之	印
説明者名		印

(ご利用者様)

住 所		
氏 名		印

(署名代行者)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所		
氏 名		印
続 柄		

(身元引受人)

住 所		
氏 名		印
続 柄		

(連帯保証人)

住 所		
氏 名		印
続 柄		